

本人確認書類の種別

平成29年7月28日

	例 示	備 考
区分① ※適用 ・本人等 ・郵送 ・公用 ・弁護士等	≪顔写真付き身分証明書≫ ・運転免許証 ・外国人登録証 ・顔写真付き住民基本台帳カード ・船員手帳 ・小型船舶操縦免許証 ・宅地建物取引士証 ・認定電気工事従事者認定証 ・航空従事者技能証明書 ・動力車操縦者運転免許証 ・警備業法第23条第4項に規定する合格証明書 ・雇用保険受給資格者証 ・写真付き精神障害者保健福祉手帳(平成18年10月以降～) ・運転経歴証明書(平成24年4月1日以降に交付されたものに限る。) ・国若しくは地方公共団体の機関が発行した写真付き身分証明書 ・旅券 ・在留カード ・学生証(国公立の教育機関が発行したもので顔写真があるもの) ・猟銃、空気銃所持許可証 ・電気工事士免状 ・特種電気工事資格者認定証 ・運航管理者技能検定合格証明書 ・教習資格認定証 ・風俗営業管理者証 ・身体障害者手帳 ・特別永住者証明書 ・仮運転免許証 ・戦傷病者手帳 ・無線従事者免許証 ・耐空検査員の証 ・海技免状 ・療育手帳 ・個人番号カード	【戸籍】【住基】 区分①の1点以上 で本人確認
区分② ※適用 ・本人等 ・郵送	≪公的証明書≫ ・国民健康保険被保険者証 ・介護保険被保険者証 ・国民年金証書 ・恩給の証書 ・交付申請書上に押印した印鑑にかかる印鑑登録証明書 ・児童扶養手当の証書 ・福祉医療費受給者証(ひとり親・身体障害者等) ・後期高齢者医療被保険者証 ・写真なし住民基本台帳カード(本人に暗証番号を入力してもらい、住基ネット端末画面を確認し、本人の氏名・住所・生年月日が申請書の内容と合致する場合に限る)※本庁及び各総合支所のみ ・その他市長がこれらに準ずるものとして適当と認める書類 ・健康保険被保険者証 ・共済組合員証 ・厚生年金保険年金証書 ・共済年金証書 ・特別児童扶養手当の証書 ・写真なし精神障害者保健福祉手帳	【戸籍】 区分②の2点以上 又は区分②+区分③-1の2点以上で 本人確認 【住基】
区分③-1 ※適用 ・本人等	≪民間証明書≫ ・学生証(顔写真付きのもので区分①の学生証を除く) ・法人(国若しくは地方公共団体の機関が発行したものを除く)が発行した顔写真付きの身分証明書 ・国若しくは地方公共団体の機関が発行した顔写真付きの資格証明書(区分①に掲げる書類を除く) ・その他市長がこれらに準ずるものとして適当と認める書類	区分②の1点以上 又は区分③-1の 2点以上で本人確 認
区分③-2 ※適用 ・弁護士等	・弁護士等であることを証する書類(資格者証) ※弁護士等の氏名、登録(会員)番号、事務所の所在地、発行主体が記載され、写真が貼付されているもので請求時に有効であるものに限る。 ・補助者であることを証する書類(補助者証) ※補助者の氏名、補助者を使用する弁護士等の氏名、事務所の所在地、発行主体が記載され、写真が貼付されているもので、請求時に有効であるものに限る。 ・弁護士においては、弁護士証を提示できないときは、弁護士記章 ※インターネットで「所属する会」を検索したら弁護士氏名・事務所所在地が確認でき、「弁護士氏名」からも事務所所在地が確認できる場合に限る。	【戸籍】【住基】 ※弁護士等8資格者 請求における特別な 請求 弁護士等が請求する 場合は、統一請求書 (職務上請求書) + 区分③-2の1点、 又は統一請求書 (職務上請求書) + 区分①の1点確認 とする。※注) 参考
注) [統一請求書+区分①の1点確認]は資格者のみ適用、補助者は適用外となります。		